

一般廃棄物処理業（処分）許可証

住 所 萩市大字福井上字萩ノ浴2773番1

事業所名 ジェムカ株式会社

氏 名 代表取締役 松 村 孝 明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和5年4月1日

萩市長 田 中 文 夫



記

- |   |          |                               |
|---|----------|-------------------------------|
| 1 | 一般廃棄物の種類 | 塵芥                            |
| 2 | 許可区域     | 萩市の指定区域<br>(貴社に搬入された塵芥の処分に限る) |
| 3 | 許可期間     | 令和5年4月1日から<br>令和7年3月31日まで     |
| 4 | 許可条件     | 別紙                            |

## 萩市一般廃棄物処理業（処分）許可条件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに萩市廃棄物の処理及び減量並びに地域美化に関する条例同施行規則により市長が許可するにあたり、下記のとおり条件を付する。

### 記

#### 1. 許可期間

許可書に定める期間

#### 2. 許可区域

許可書に定める区域

3. 関係法令及び萩市関係条例規則並びに市長の指示する事項を遵守すること。

4. この許可条件に違反したときは、許可を取り消す。

#### 5. その他特記事項

- ・ 年4回貴社の責任において水質検査を実施し、萩市に報告すること。
- ・ 搬入時間は平日午前8時半から午後5時、土曜日は午前8時半から午後2時半までとする。
- ・ 萩市外の事業系一般廃棄物を搬入する場合は、搬入予定日の1週間前までに別紙事業系一般廃棄物搬入処理計画書を市へ提出し、必要がある場合には市と協議すること。
- ・ 事業系一般廃棄物の搬入量を別紙により報告すること。
- ・ 他自治体からの一般廃棄物の搬入及び処理の際には搬入方法及び搬入経路を事前に萩市へ通知し、別紙の適正な環境整備を目的とした3者協定を締結すること。